平成22年審査の目標期間の達成状況等について(公表)

審査期間の目標及びその達成状況について

当委員会は、不当労働行為事件の審査期間の目標を、申立てを受けた日から起算して概ね1年 以内としています。

平成22年中に終結した事件は2件あり、いずれも1年以内の目標期間内に終結しています。平均処理日数は296日でありました。

不当労働行為事件の処理状況等

平成22年中の不当労働行為救済申立事件の係属件数は、前年繰越1件(対前年増減なし)と新規2件(対前年増減なし)の計3件(対前年増減なし)です。

平成22年中に終結したものは、命令1件と和解1件の計2件で、1件を翌年に繰り越しました。

事件番号	를	申立	人	申年	月		終年	月		申該	立 当号	申	立	内	容	終結区	分	審委	查員	参 与 労	委員使	処理日数
平成 21 年 第1号	Ŧ Á	<u>a</u>	合	21.	6	. 30	22.	6	.21		2 3			(実施 (禁止		一部救 命	済 令	白	石	松本	廣瀬	357 日
平成 22 年 第1号	丰 -	上部組	合 合	22.	. 4	. 13	22.	12	. 2		1 2 3	誠実	团交	双扱撤 実施 、禁止		関与和	解	Щ	ᅱ	安藤	妮山下	234 日
平成 22 年 第2号	丰糸	<u>A</u>	合	22.	.12	.20					2 3			実施 、禁止		(繰越)	Щ	下	安藤	金山	係属

(参 老)

労働組合法第27条の18(審査の期間)

労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表するものとする。